

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金募集要綱

社会福祉法人北海道共同募金会

1. 趣 旨

平成30年9月6日に胆振地方中東部を震源とする地震により、大きな被害をもたらし、179市町村に災害救助法が適用されました。

北海道共同募金会は、これらの事態を憂慮し被災された方々の救援を目的に災害義援金の募集を実施致します。

2. 実施期間 平成30年9月12日（水）から平成31年3月31日（日）まで

3. 実施方法

期間中、関係機関・関係団体等に働きかけるとともに、義援金を受付ける。

4. 義援金の受付

義援金は北海道共同募金会並びに市町村共同募金委員会で受付ける。

5. 義援金の振り込み窓口等

(1) 郵便振替口座

金融機関名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00170-8-635111	北海道共募 北海道地震災害義援金

※全国ゆうちょ銀行(郵便局)窓口からの振込手数料は無料となります。

(2) 指定銀行口座・名義 **※りそな銀行は9月14日(金)より受付可能**

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
北洋銀行	道庁支店	(普) 3587208	社会福祉法人北海道共同募金会 北海道胆振東部地震災害義援金口
北海道銀行	道庁支店	(普) 0404433	社会福祉法人北海道共同募金会
りそな銀行	札幌支店	(普) 1743486	福) 北海道共同募金会

※上記3行(本・支店)窓口及びATMからの振込手数料は無料となります。(同行間での振込に限る)

※りそな銀行の個人インターネットバンキング(以下、EB)からの振込手数料は無料となります。(同行間での振込に限る)

※埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行のATM及び個人EBからの上記りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

※みなと銀行、関西アーバン銀行窓口からの上記りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

(3) 送金手数料免除期間

平成30年9月12日（水）から平成31年3月31日（日）まで

(4) 現金書留（住所は下記8.に記載のとおり）

本会宛の現金書留封筒宛名の左側に「救助用」と記載のこと

※郵便料金免除期間：平成30年9月12日（水）から平成30年12月31日（月）まで

6. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、「北海道災害義援金募集委員会」発行の領収書または金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

7. 義援金の配分方法

寄せられた義援金は北海道共同募金会がとりまとめ、日本赤十字社北海道支部等の関係団体にて設置する「北海道災害義援金募集委員会」に全額集約し、公正、適正に被災対象地域に配分します。

8. 事務局

社会福祉法人北海道共同募金会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 4 階

TEL 011-231-8000 FAX 011-231-8003